

謝金等に関する規程

令和7年4月1日制定

(目的)

第1条 一般社団法人和歌山県診療放射線技師会(以下「本会」という。)における謝金等の支払いに関する取扱いについて、別に定めがある場合を除き、この規程に定める。

(適用範囲)

第2条 本規程における謝金とは、本会が主催する講演又は研修会等において講演、講義等を依頼した講師への支払いを適用範囲とする。

(税務処理)

第3条 本会は、この規程に規定した謝金等に対し、法令の定めるところにより税務処理を行う。

(講演等謝金)

第4条 本会が実施する講演又は研修等において、講演又は研修等の講師を依頼した場合における講師の謝金(以下、「講演等謝金」という。)の額は、別表1のとおりとする。

- 2 講演又は研修等の実施にあたり、事前又は事後に打ち合わせ等の時間を必要とする場合には、打ち合わせ等に要する時間を実施時間を含めて講演等謝金を支給することができる。
- 3 第1項にかかわらず、本会に属する役員に対して講演、講義等を依頼した場合は、当該役員の旅費規程に従い支給し、本規程によって支給しない。
- 4 特に顕著な業績を有する者に講演を依頼する場合等特段の事情により、第1項の規定によりがたい場合の講演等謝金については、会長の決済を経て支給することができる。

(旅費の支給)

第5条 用務の遂行にあたり、旅費の支給が必要と認められる場合にあっては、本会の旅費規程第3条、第4条を準用し、謝金と合わせて支給する。

(改 廃)

第6条 本規程の改廃は、理事会の議決によるものとする。

(雑則)

第7条 この規程に定める事項の他、必要な事項は会長が理事会に図り定める。

附則

1 この規程は、令和7年4月1日より施行する。

(別表1)

講演等の謝金

(単位：円)

標準単価		分野別職位等			限度額	
区分	時給単価	大学の職位	病院における職位	民間	最高	最低
1	30,000	理事長・学長	理事長など	代表取締役 など	100,000	20,000
2	25,000	教授	院長、副院長、部長など	役員級	50,000	15,000
3	20,000	准教授	医局長、科長、看護師長など	部長級	40,000	10,000
4	15,000	講師	医長、科長補佐、看護副師長 など	課長級	30,000	10,000
5	10,000	助教・助手	診療放射線技師、その他	主任、係員	20,000	5,000

※ 診療放射線技師である者は、その職位に関わらず別表1 区分5とする。

※ 弁護士・医師・公認会計士・作家・俳優・評論家・僧侶・記者・アナウンサー等の個人については職位や階層の一般的な定義がないため、依頼分野における経験年数等を考慮し、別表1の標準単価の中から適宜単価を選択する。

※ 打ち合わせ等も評価時間を含むことができる。